



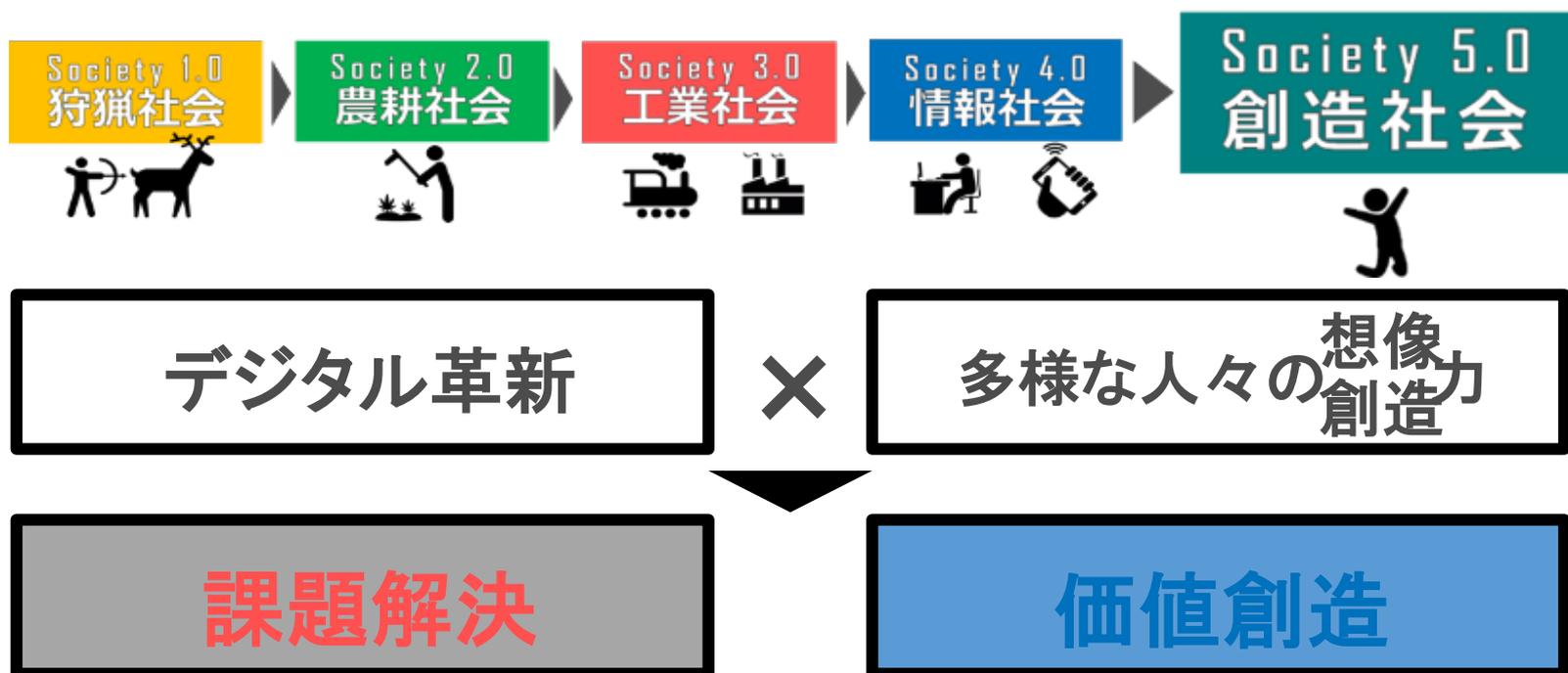
コロナ禍からのより良い復興を目指す
「Society 5.0 for SDGs」への取り組み

(一社)日本経済団体連合会 常務理事・SDGs本部長 長谷川知子

Society 5.0は「創造社会」

- デジタル革新を人々の多様な生活や幸せの追求のために活用すべき。
- 今後、人々には世の中を変える「想像力」と「創造力」が必要。
- Society 5.0とは創造社会であり、「デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」である。

Society 5.0



Society 5.0 for SDGs

Society 5.0は「課題解決」と「未来創造」の視点を兼ね備えた新たな成長モデル
さらには、国連で掲げられたSDGsの達成にも大いに貢献するもの

水質、森林、土地劣化、生物多様性などのモニタリングおよびマネジメントに、リモートセンシング・データや、海洋観測データを活用



IoT、AI、ビッグデータを活用したスマート農業により食糧生産を増大
最先端のバイオテクノロジーを用い生産されたスマートフードにより栄養状態を改善



多種多様なモニタリングデータを組み合わせ、感染症予防のための早期警戒システムを開発



スーパーコンピューターを用いて、気象観測データの解析に基づくシミュレーションにより、気候変動問題を解決



利便性、安全性、経済性を両立させたスマートな都市を創出



最先端の技術を活用したeラーニングシステムを用いることで、地球上の誰もが高品質の教育を手頃な価格で享受可能に



産業界、学术界、その他のステークホルダーを結びつけることで、グローバルなイノベーションエコシステムを構築



インターネットを通じた教育や情報へのアクセスにより女性の地位を向上
ICTを活用して女性に起業の機会を提供



i-Constructionを活用し、レジリエントなインフラの構築と持続可能な産業化を促進



スマートグリッドシステムの構築による持続可能な電力需給の管理



企業行動憲章

「**企業行動憲章**」とは、経団連の会員企業(約1350社、製造業やサービス業等の主要な業種別全国団体109団体、地方別経済団体47団体など)に対して、経団連が遵守を求める行動原則。

憲章と関連資料の関係

① 前文と10カ条

→ 会員企業・団体に遵守を求める**企業行動憲章の「本文」**。企業行動の中核的価値を表す。

② 改定にあたって

→ 企業行動憲章を改定した背景を説明した「**序文**」。

③ 実行の手引き

→ 企業行動憲章を実践していくための参考資料。10の条文に合わせて、49の項目、多数の行動例が示されている。



企業行動憲章

— 持続可能な社会の実現を目指して —

2017年11月8日改定

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、**持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う**。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

2. 公正な事業慣行

3. 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

4. 人権の尊重

5. 消費者・顧客との信頼関係

Keidanren
Japan Business Federation



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

6. 働き方の改革、職場環境の充実

7. 環境問題への取り組み

8. 社会参画と発展への貢献

9. 危機管理の徹底

10. 経営トップの役割と本憲章の徹底

第2回経団連企業行動憲章に関するアンケート調査 【暫定結果】

ーウィズ・コロナにおける企業行動憲章の実践状況ー

<アンケート概要>

【調査目的】

ウィズ・コロナにおける企業行動憲章、特に改定の柱である「Society 5.0 for SDGs」への取り組みや課題を把握し、会員企業の一層の理解促進、実践の進展につなげる。

【回答状況】	調査対象	回答数	回答率
経団連企業会員	1,447社	289社	20.0%
経団連団体会員	156団体	24団体	15.4%

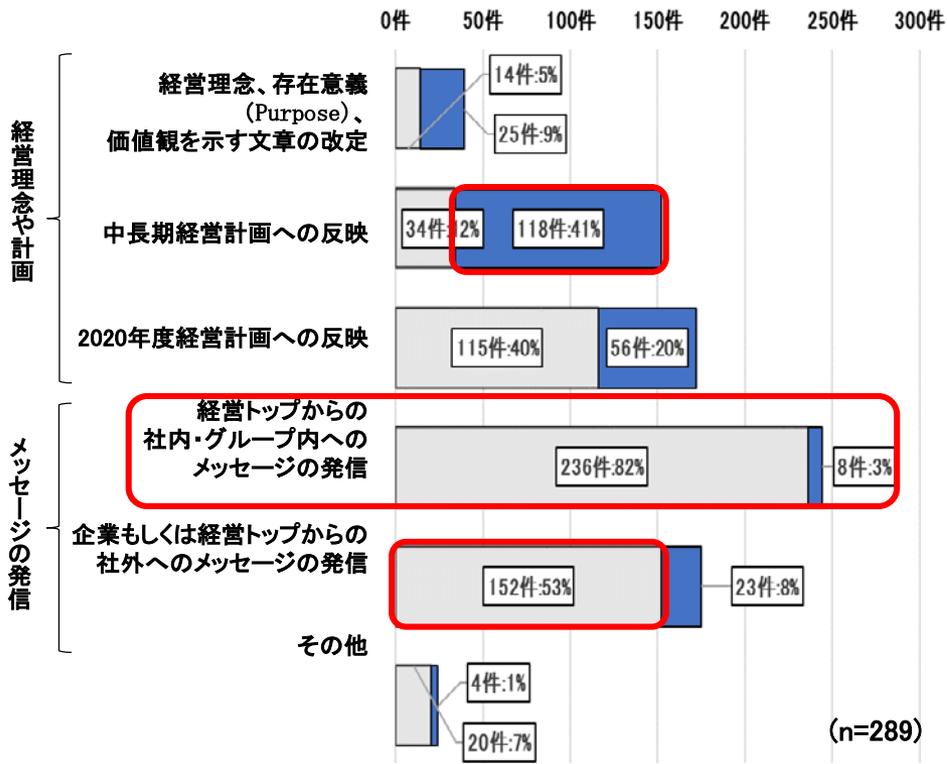
【調査期間】 2020年7月～8月

ウィズコロナにおける企業行動憲章の実践状況

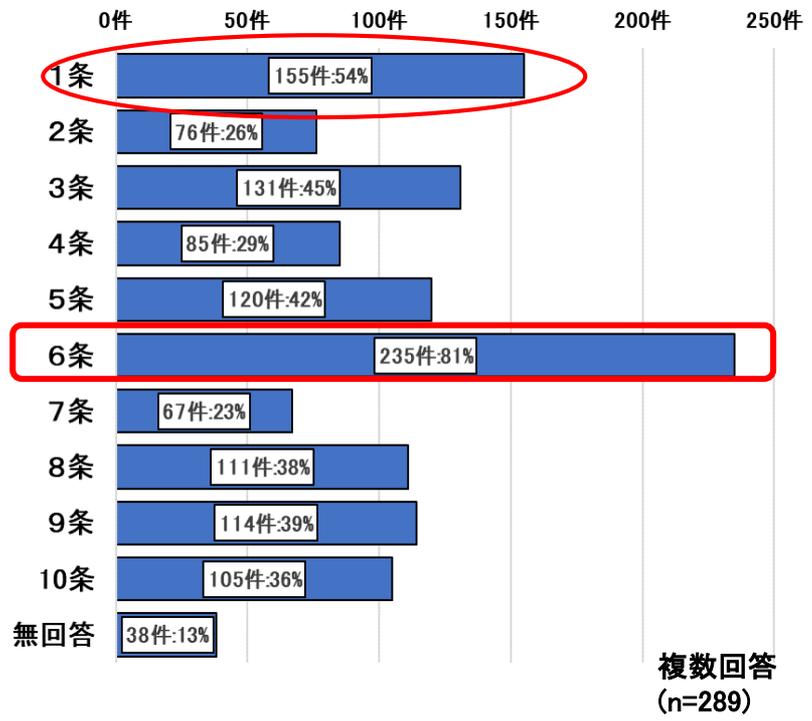
1. コロナ拡大後に経営理念・方針等に関して実施したアクション

- 実施したアクションとしては、「**経営トップからの社内・グループ内へのメッセージの発信**」が最も多く、「**実施済**」と「**実施予定**」の企業を合わせて85%。コロナ禍をチャンスと捉え、変化に対応して、イノベーションを起こし、**より持続可能な社会を実現するという前向きなメッセージ**が多い。また、今後、実施するアクションとしては「**中期経営計画への反映**」が最も多かった（41%）。
- 実施アクションに関連する企業行動憲章の条文は、「**第6条 働き方の改革・職場環境の充実**」が**81%**で最も多く、次いで「**第1条 持続可能な経済成長と社会的課題の解決**」が続いた。

【図表1 コロナ拡大後の実施アクション】



【図表2 アクションに関連する企業行動憲章の条文】



[経営トップからの社内・グループ内へのメッセージの例]

- ・ コロナ拡大に対して「国民の命と健康を守る」ことは、企業の社会的責任であり、ESG経営の「社会＝S」そのもの。
- ・ アフターコロナのテーマはESG、SDGs。
- ・ 事業を通じて社会に貢献する経営理念をまさに実践するとき。
- ・ コロナは危機であるのと同時に真に必要なものを考えるチャンス。
- ・ 変化の本質をとらえ、サステナビリティビジョンの実現に向けて業務を遂行していく。

◆特に注力した点、特徴的な点(自由記述)

[第1条]持続可能な経済成長と社会的課題の解決

- ・ コロナ予防のために、自社の持つ技術力、ノウハウ、専門人材を活かした製品を開発・製造。
- ・ AIを活用したワクチン設計支援
- ・ コロナの蔓延収束を目的とした開発・製造の行為に対して、保有する知的財産権を行使しないことを宣言する「COVID対策支援宣言書」に参画。
- ・ ニューノーマルにおいて求められるサービスや事業を検討。

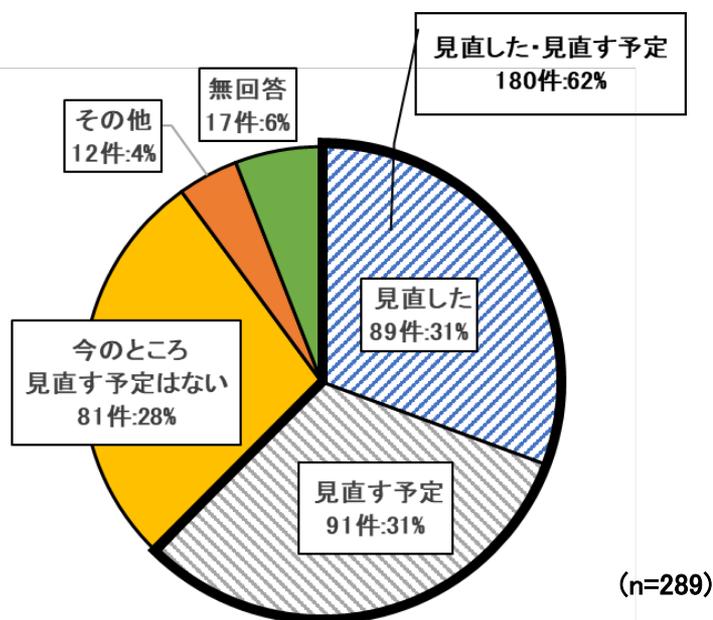
[第6条]働き方の改革と職場環境の充実

- ・ 働き方や感染の可能性を踏まえた対応方針・行動指針を策定。
- ・ 在宅勤務規程を整備するとともに、情報漏洩等が起きないように働く環境を整備する予定。
- ・ 在宅勤務2ヵ月目に入った頃、グループ社員全員を対象に10日間の期間を設けてイントラネット掲示板上でウィズ・コロナでの働き方を議論。7000人の社員が閲覧し、うち1000人が参加して困りごとの解決策や、新しいワークスタイルのアイデアを出し合った。

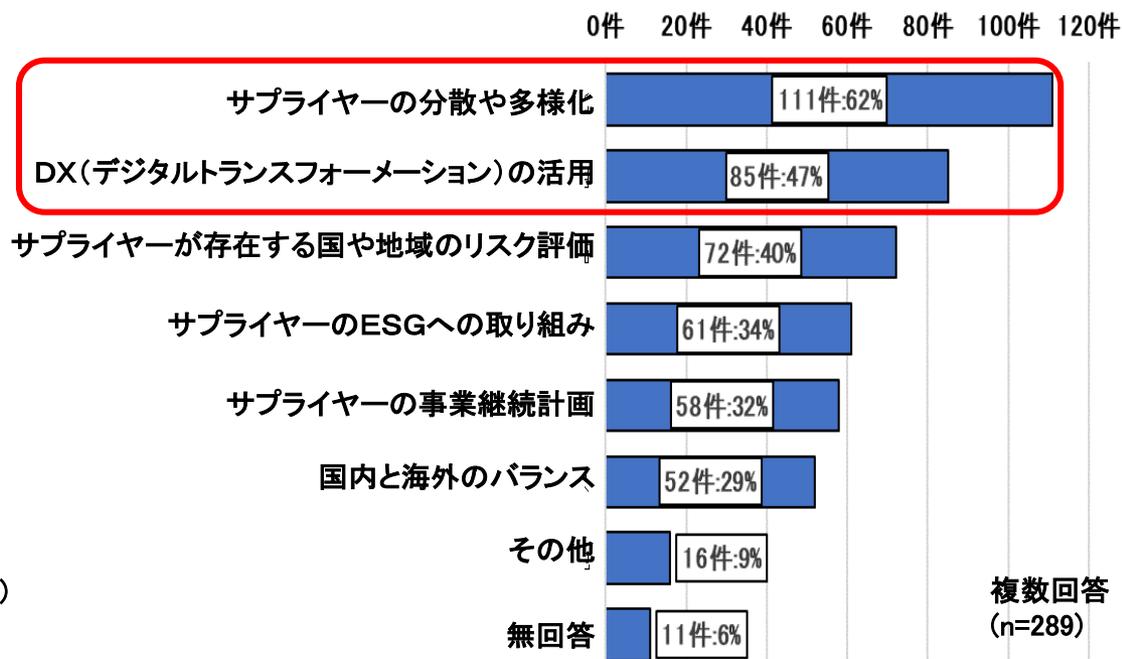
2. 持続可能でレジリエントなサプライチェーンの構築に向けた取り組みの見直し(2条)

- 持続可能でレジリエントなサプライチェーンの構築に向けてこれまでの取り組みを「見直した」または「見直す予定」の企業は**62%**。コロナの世界的拡大により、課題に直面している企業が多い。
- 「見直した」「見直す予定」と回答した企業の見直しの観点については、「サプライヤーの分散や多様化」が**61%**と最も多く、次いで、「DXの活用」が挙げられた。いずれも、ウィズ・コロナにおいて、「サプライチェーンの在り方から見直しがされていることがうかがえる。
- 具体的な見直しの内容を挙げてもらったところ、事業継続性の観点だけでなく、サステナビリティの点からも強化されていることがうかがえる【スライド12：見直しの視点 参照】。

【図表3 持続可能でレジリエントなサプライチェーンの構築に向けた取り組み状況】



【図表4 サプライチェーン見直しの観点】



【サプライチェーンの持続性確保のために特に力を入れた対応の事例】

➤ 在宅勤務・リモートワークの導入支援

➤ BCP対策

- ・重要な商品の安定供給においては、生産・物流拠点の分散や主要原材料の複数購買の実施といったバックアップ体制を構築。
- ・主要原料調達先へのBCP調査をもとに、サプライヤー複数拠点での代替生産の可否、供給継続できる在庫確保状況、代替原料有無などを確認。

➤ 事業継続支援

- ・売上減少や調達への支障等、影響を受けた法人顧客に対して円滑な資金供給を行うための各種サポートを実施。
- ・当社内で生産性向上を牽引する生産統括本部と、サプライヤーを管理する調達本部が連携して、調達先の要望をくみ取った上で作業効率化やIoT活用などサプライヤーの現場改善を支援。

【サプライチェーン見直しの視点】

➤ 事業継続の視点

- ・①調達部材・品種に応じたサプライチェーン全体の可視化、②取引先のBCP管理体制の把握、評価、③取引先の稼働状況等をより迅速、タイムリーに把握できる仕組みの検討、④安全在庫基準の見直し、④複数社・複数拠点購買方針の見直し

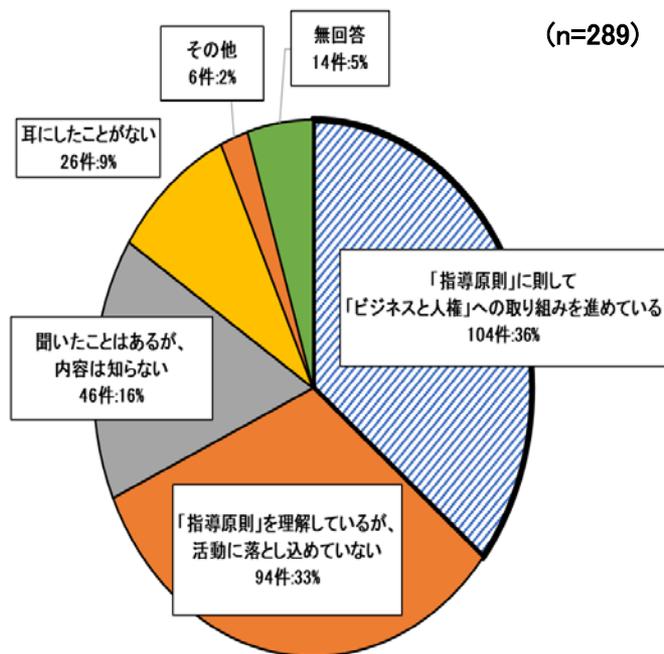
➤ サステナビリティの視点

- ・取引先サステナブル行動指針を改定して、人権対応を最優先事項とし、取引先と共に持続可能な社会の実現に貢献する。
- ・CSR監査については、現地監査とリモート監査の併用にて対応。
- ・主要調達先に対して、人権デュー・ディリジェンスや贈収賄・汚職防止に関する設問を盛り込んだ自己評価アンケート

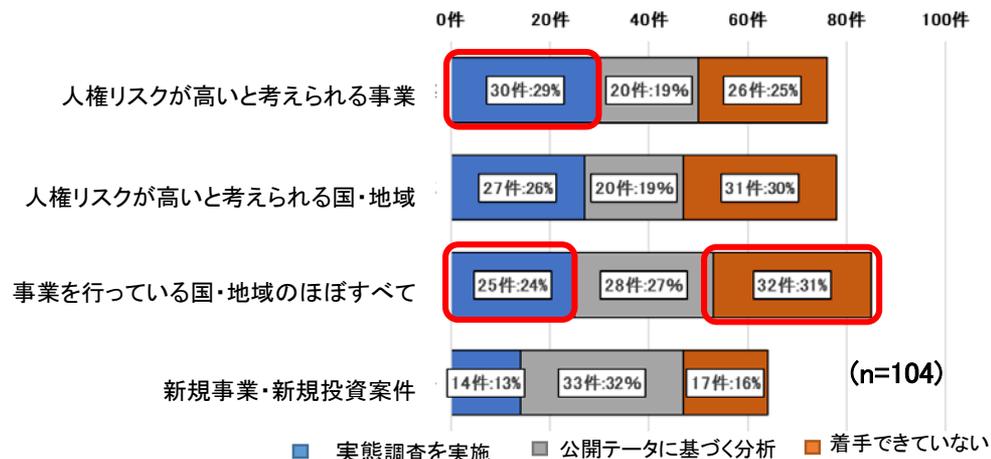
3. ビジネスと人権への取り組み(4条)

- 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取り組みを進めていると回答したのは、36%に留まった。「指導原則」を理解しているが活動に落とし込めていない企業も含め、**取り組んでいない企業が6割となっております、指導原則の周知・実践ともに課題**が残る状況である。
- 人権への負の影響の特定・評価の実施範囲は、「人権リスクが高いと考えられる事業」に対して実施している企業が29%で、**「事業を行っている国・地域のほぼすべて」に対して実施する企業は24%**に留まり、一方で、**着手できていないと回答した企業は31%**と多く、人権DDの実践に関して課題が示された。
- 日本政府の国別行動計画(NAP)が本年度中に公表される予定だが、政府・公的機関に対する要望として「自主的な取り組みのためのガイドライン整備」(54%)、「海外における人権リスクに関する情報提供」(47%)が指摘された。

【図表5 「指導原則」に関する取り組み状況】



【図表6 人権への負の影響の特定・評価の実施範囲】



Keidanren
Policy & Action

経団連はSDGsを支援しています。

